



武漢(湖北省)の環境保護税の税額詳細

2018. 6.6

2018年1月1日から環境保護税法及び同実施細則が施行されました。これにより汚染排出費に代わり、汚染物質とされる大気汚染物、水質汚染物、固体廃棄物及び騒音の排出者、投棄者に環境保護税が課せられています。

税目及び税額は同法付則「環境保護税税目税額表」に基づき決定します。また、納税義務の発生時点は、納税人が課税汚染物を放出当日とし、同税は月ごとに計算し、四半期ごとに納税することになります。

この徴収基準は地方政府に決定権限が与えられており、武漢市は、下表の通り、湖北省人民代表大会常務委員会公告第228号の基準に従います。

	大気汚染物(課税係数)	水汚染物(同左)
国家標準	1.2～12 元	1.4～14 元
武漢市 (湖北省)	SO ₂ (二酸化硫黄) 2.4 元 窒素酸化物 2.4 元 その他大気汚染物 1.2 元	COD(化学的酸素要求量) 2.8 元 アンモニア、全リン 2.8 元 5項目の主要重金属(鉛、水銀、クロム、 カドミウム、メタロイドヒ素) 2.8 元 その他水汚染物 1.4 元

尚、環境保護税を徴収しないケースとして、以下等が挙げられます。

- 汚水の集中処理、生活ごみの集中処理場で課税汚染物質を排出
- 国家及び地方の環境保護標準の施設、場所に合致し、固体廃棄物を保存、処理
- (自動車などの)機動車、鉄道車両、非道路移動用機械、船舶及び航空器械等の移動汚染源が課税汚染物を排出する場合

また一定要件を充足すれば、現時点では税制優遇の享受が可能です。

上記の詳細は、環境保護税法及び同実施細則等をご参照ください。

以上